

屋外広告物許可 手数料表

別表第1(第52条関係)(平10条例18・一部改正、平17条例49・旧別表・一部改正、令7条例98・一部改正)

区分	単位	金額
広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの	0.5平方メートル未満	1枚、1個又は1基につき 円 140
	0.5平方メートル以上1平方メートル未満	260
	1平方メートル以上2平方メートル未満	550
	2平方メートル以上5平方メートル未満	1,160
	5平方メートル以上10平方メートル未満	2,280
	10平方メートル以上20平方メートル未満	4,080
	20平方メートル以上30平方メートル未満	6,720
	30平方メートル以上40平方メートル未満	9,480
	40平方メートル以上50平方メートル未満	13,200
	50平方メートル以上	13,740円に50平方メートル以上の面積1平方メートルまでごとに540円を加算した額
はり紙	1枚につき	5
はり札	1枚につき	140
立看板	1個につき	260

備考

- 1 照明を伴うものについては、それぞれの額に10割を加算するものとする。
- 2 許可等の期間が1年を超える場合は、それぞれの額に1年毎にそれぞれの額の2分の1に相当する額を加算するものとする。

上記の手数料額は、更新期間1年間で照明がない場合を示します。

- 照明がある場合は上記金額の2倍になります。
- 更新期間が2年間の場合は1年間手数料の1.5倍になります。
- 更新期間が3年間の場合は1年間手数料の2倍になります。

別表第2(第52条関係)(平17条例49・追加)

区分	金額
屋外広告業登録(更新)申請手数料	1件につき 10,000円

※登録の有効期限は5年間とする(更新可能)。